

訪問看護重要事項説明書

令和7年8月1日改訂

I 訪問看護事業者の概要

名称 合同会社Shinoda Planning
代表者 篠田 裕二郎
所在地 山口県周南市遠石3丁目6-18-1206
電話：0834-31-0530
FAX：0834-31-0530

II 事業所の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

事業所名称 ボノール訪問看護ステーション
事業所番号 3561590112
提供可能サービス 訪問看護・介護予防訪問看護
設立年月日 令和4年10月1日
サービス提供地域 周南市（旧徳山市・旧熊毛町・旧新南陽市一部）・下松市
光市・岩国市一部（旧玖珂町・旧周東町一部）
熊毛郡田布施町・柳井市一部
管理者氏名 二川 和輝
所在地 山口県周南市新清光台3丁目4-21
電話：0833-57-6158
FAX：0833-57-4159

(2) 事業所の職員体制について

職種	従事するサービス種類・業務	人員
看護師	訪問看護	4名（常勤2名・非常勤2名）
理学療法士	リハビリテーション	1名（常勤1名）
作業療法士	リハビリテーション	1名（常勤1名）
事務担当職員	事務作業	0名

(3) 事業所の営業日・時間

平日 月曜日～金曜日 8：30～17：30
休日 土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

(4) サービスの提供日・時間

提供日については、営業時間と同じ。

通常時間帯8：00～18：00 早朝時間帯6：00～8：00

夜間時間帯18：00～22：00 深夜時間帯22：00～6：00

(5) サービスの提供体制

サービス提供体制強化、緊急時訪問看護、特別管理、ターミナルケア及び看護体制強化等の各加算に係る体制を整備しています。

(6) 訪問看護事業の目的

利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の回復及び生活機能の維持又は向上を図る事を目的としています。

(7) 事業目的・運営方針

当ステーションでは、下記を運営の方針とし、個々の状況に応じた療養上の世話・診療の補助等の援助を行うことで、下記の目的を遂行することができるよう努めます。

- ① ステーションは、訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- ② ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護（介護予防訪問看護）の提供ができるように努めます。
- ③ ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 職員の職務内容

① 管理者

ステーションの従業員の管理、指定訪問看護及び指定予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、主治医との連携・調整業務の実施状況の把握、その他の管理を行います。但し、適宜訪問看護も行います。

② 看護師、理学療法士、作業療法士

実際に訪問看護を行います。

Ⅲ 訪問看護の意味及び提供方法等

(1) 訪問看護の意味

訪問看護は、要支援・介護状態にあつて、医師が指示した場合、居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

(2) 訪問看護の提供方法

事業者は、訪問看護に係る重要事項説明書への同意を利用者から得て、利用者を事業者との間の訪問看護の提供に係る契約を締結した後、前記の「事業運営方針」の元に、利用者に対し、以下のように訪問看護を提供します。

- ① 主治医の文書による指示
事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けます。
(指示書)
- ② 訪問看護計画書の作成
看護師等が、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、訪問看護計画書（療養上の目標、具体的なサービス内容を記載したもの）を作成します。状況に応じて内容の変更を行います。
- ③ 利用者の同意と交付
看護師等が、訪問看護計画書について、利用者又はその家族に分かりやすく説明し、同意を得て、訪問看護計画書を利用者に交付します。
- ④ 主治医への提出
事業者は、訪問看護計画書を定期的に主治医に提出します。
- ⑤ 訪問看護の提供
事業者は、主治医と密接な連携を図りながら、訪問看護計画書に基づいて、医学の進歩に対応した適切な看護技術をもって訪問看護の提供を行います。訪問看護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について分かりやすく説明します。
訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。
- ⑥ 理学療法士・作業療法士による訪問看護の提供
理学療法士・作業療法士による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものの場合、看護師の代わりに訪問看護を提供します。
- ⑦ 訪問看護報告書の作成及び主治医への提出
看護師等は、訪問看護報告書（訪問日、提供した看護内容等記載した書面）を作成し、定期的に主治医に提出します。

(3) 緊急時の対応

看護師等は、現に訪問看護の提供を行っている時に利用者の容体に急変等が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求めるなどの必要な措置を講じます。

(4) 要介護認定の更新申請の援助

事業者は、必要と認めるときは、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請がなされるよう、必要な援助を行います。

IV 訪問看護利用に当たっての留意事項

利用者及び、家族におかれましては、以下の点にご留意頂き、訪問看護の円滑な提供にご協力ください。

(1) 利用者の病状及び心身の状態等に関する正確な情報のご提供

利用者の病状及び心身の状況に応じた適切なサービスを提供するために、これらにつきできるだけ正確な情報をご提供ください。

(2) 電気、ガス又は水道等の無償使用

- ① 看護師等が、訪問看護の提供のために電気、ガス又は水道を使用する必要がある場合は、無償で使用させていただきます。
- ② 看護師等が、訪問看護の提供に関して事業所等に連絡する必要がある場合は無償で電話を使用させていただきます。

(3) 訪問サービスの利用中止（キャンセル）の場合のご連絡

受診やご家庭のご都合でキャンセルされる場合、事前にお申し出ください。

以下の場合にはキャンセル料が発生します。

- ① 利用日の前日に連絡された場合 無料
- ② 利用日の当日に連絡された場合 基本料金分の1割
- ③ 連絡なくキャンセルされた場合 基本料金分の10割

(4) 禁止行為

訪問看護の利用に当たっては、次に掲げる行為は行わないでください。

- ① 看護師等の心身に危害を及ぼす、又は及ぼす恐れのある行為
- ② 事業者又は事業所の運営に支障を与える、又は与える恐れのある行為
- ③ その他、適切な訪問看護の提供を妨げる、又は妨げる恐れのある行為

V 訪問看護契約の契約期間

訪問看護契約の契約期間は、契約で定めた日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。医療保険での利用の際は主治医の定める終了日までとします。

契約期間の満了により、訪問看護契約は終了しますが、契約期間満了日までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、同一条件で契約は自動更新されるものとします。更新後も同様とします。

VI 訪問看護契約の終了

(1) 訪問看護契約の当然終了

契約期間中であっても、訪問看護契約は、次に掲げる自由によって当然に終了します。

- ① 利用者の要介護区分が自立と判定された場合
- ② 主治医が訪問看護の必要性がないと認められた場合
- ③ 利用者が、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、若しくは療養病床に入所又は入院した場合
- ④ 利用者が認知対応型共同生活介護の利用を開始した場合
- ⑤ 利用者が死亡した場合
- ⑥ 事業所の滅失又は重大な毀損により、訪問看護の提供が不可能になった場合
- ⑦ 事業所が介護保険法に基づく指定を取り消された場合

(2) 利用者の契約解除による終了

利用者は、事業者に対し、訪問看護契約を終了させる日から起算して7日前までに解除を申し入れることにより、契約を終了させることができます。

但し、利用者は、次に掲げるいずれかの場合には、解除の申し入れにより、直ちに本契約を終了させることができます。

- ① 利用者が入院した場合
- ② 事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反した場合
- ③ その他やむを得ない事由がある場合

(3) 事業者の契約解除による終了

- ① 利用者が利用料金等の支払を3か月以上遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払をしなかった場合
- ② 利用者又は家族が前記の禁止行為のいずれかを行った場合であって、当該利用者に対して訪問看護を提供することが著しく困難になった場合

(4) 事業の廃止等を理由とする事業者の契約解除による終了

事業者は、訪問看護事業の廃止、休止又は縮小をするときは、訪問看護契約を終了させる日から起算して30日前に解除の申し入れを行うことにより訪問看護契約を解除することができます。

(5) 契約終了の際の連携等

事業者は、訪問看護契約の終了に際し、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めます。

VII 守秘義務及び個人情報の取り扱い

(1) 守秘義務

事業者は、その職員又は職員であった者が、訪問看護を提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しないように、必要な措置を講じます。契約が終了した後も同じです。

(2) 個人情報の取り扱い

事業者は、利用者又はその家族等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令を遵守して適切に取り扱います。

Ⅷ 苦情への対応

- (1) 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録します。
- (2) 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条に規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導者または助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 事業所は、提供した事業所に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導者または助言に従って必要な改善を行います。
- (4) その他参考事項
事業所に於いて処理し得ない内容についても、行政窓口など関係機関との協力により常に利用者の利益を最優先に考え対応します。

ポータル訪問看護ステーション相談窓口	8:30~17:30 (土日・祝日除く)
電話 0833-57-6158	
FAX 0833-57-4159	
担当者 二川 和輝	

行政窓口	9:00~17:15 (土日・祝日除く)
周南市介護保険課	0834-33-6421
下松市介護保険課	0833-45-1831
光市介護保険課	0833-74-3003
岩国市介護保険課	0827-29-2511
熊毛郡田布施町健康保険課	0820-52-5809
柳井市介護保険課	0820-22-2111
山口県国民健康保険団体連合会	083-925-9627
山口県社会福祉協議会運営適正委員会	083-924-2793

Ⅸ 事故発生時の対応

- (1) 緊急連絡その他必要な措置
事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故原因の分析と再発防止策
事業者は、訪問看護の提供により発生した事故の原因を分析し、再発防止策を講じます。

(3) 損害賠償

事業者が訪問看護契約に定めるその義務に違反し、これによって利用者に損害を生じさせたときは、事業所は、利用者に対し、その損害を速やかに賠償します。ただし、事業者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、事業者は、損害を賠償する責任を負わないものとします。

(4) 当事業所は訪問看護事業者総合保険に加入しています。

X 訪問看護の提供記録

(1) 記録の整備保存

事業者は、利用者に対する訪問看護の提供に関する記録を整備し、訪問看護契約の終了後5年間保存します。

(2) 記録の閲覧又は謄写

利用者は、事業者に対し、訪問看護の提供に関する記録の閲覧又は謄写を請求することができます。この場合において、事業者は、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に従って適切に応じます。謄写に要する費用は、前記の通り利用者の負担になります。

XI 訪問看護契約に係る準拠法及び裁判管轄

(1) 準拠法

訪問看護契約は、日本法によって規律され、且つ、解釈されるものとします。

(2) 裁判管轄

訪問看護契約から又訪問看護契約に関連して生ずるすべての紛争は、日本の山口地方裁判所の専属管轄に服します。

XII 費用

(1) 利用者負担金は、次の4種類に分類されます。

- 1) 介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- 2) 医療保険に係る利用者負担金(費用全体の1～3割)
- 3) 運営基準(厚生労働省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)
- 4) 運営サービス提供の範囲を超える保険外の費用(全額、自己負担)

(2) 休日にかかる費用

- 1) 医療保険での介入で土、日、祝日にサービスの提供をうける場合、別途1,500円/回、実費負担となります。

(3) その他

- 1) 衛生材料費・・・患者様の介護サービスに使用する衛生材料は、ご利用者様で用意ください。
ステーションで準備する場合、実費負担となります。
- 2) 衛生材料費など利用者負担金は、1)とともに、翌月の10日すぎに
請求書をお送りしますので、現金もしくは口座振り込みでお支払いください。

XI 連帯保証人

本契約書の契約者には、代理人（身元引受人）を連帯保証人とし、契約者が支払う利用料金等について連帯し、その責めを負うものとします。但し、身寄りがなく、連帯保証人がないことをもって、訪問看護サービスは拒まれません。

訪問看護 利用同意書

訪問看護（介護予防訪問看護）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し交付しました。

年 月 日

事業者 所在地 〒745-0816 山口県周南市遠石 3 丁目6-18-1206
名 称 合同会社 Shinoda Planning
代 表 篠田 裕二郎 印

事業所 所在地 〒745-0643 山口県周南市新清光台 3 丁目4-21
名 称 ボノール訪問看護ステーション

説 明 者 _____ 印

訪問看護の契約にあたり、私は、契約書及び重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容及び重要事項説明書の説明を受け、理解したうえで同意、交付を受けました。

年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

該当する項目を☑し下記に記載してください。（☐代筆者・☐代理人・☐身元引受人及び連帯保証人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係（続柄など） _____

